

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年8月10日
【四半期会計期間】	第54期第1四半期（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）
【会社名】	日医工株式会社
【英訳名】	Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 友一
【本店の所在の場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076(432)2121(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076(432)2121(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期 第1四半期連結 累計期間	第54期 第1四半期連結 累計期間	第53期
会計期間	自平成28年 4月1日 至平成28年 6月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 6月30日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日
売上高 (百万円)	38,029	48,513	163,372
経常利益 (百万円)	2,526	3,202	8,411
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	2,000	1,964	4,788
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,912	2,263	14,990
純資産額 (百万円)	76,543	84,699	87,580
総資産額 (百万円)	155,640	265,912	270,890
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	34.69	34.91	84.09
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	34.59	34.85	83.95
自己資本比率 (%)	48.9	31.8	32.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は第47期より従業員株式所有制度を導入しております(以下、従持信託といいます。)。1株当たり四半期(当期)純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数には、平成26年3月31日以前に契約を締結した従持信託が所有する自己株式を含め、平成26年4月1日以降に契約を締結した従持信託が所有する自己株式を含めておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成29年5月10日開催の取締役会において、平成29年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である日医工ファーマテック株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、平成29年7月10日に合併契約書を締結しております。

合併の概要は、次のとおりであります。

(1) 合併の目的

当社は、当社グループの医薬品製造事業を担う日医工ファーマテック株式会社と一体となって、一層の生産効率の向上、コスト競争力の強化を図り、当社グループの持続的な発展を目指すことを目的として、吸収合併を行うことといたしました。

(2) 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、日医工ファーマテック株式会社は解散します。

(3) 合併に係る割当内容

当社の完全子会社との合併であるため、本合併による新株式の発行及び合併交付金の支払いはありません。

(4) 合併の期日

平成29年10月1日（予定）

(5) 引継資産・負債の状況

当社は、合併の効力発生日において、日医工ファーマテック株式会社の資産・負債及びその他一切の権利義務を引継ぎいたします。

(6) 吸収合併存続会社となる会社の概要

商号	日医工株式会社
資本金の額	19,976百万円（平成29年3月期）
事業の内容	医薬品の製造及び販売

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間につきましては、米国トランプ政権の動向や英国のEU離脱交渉など海外経済の不確実性の高まりはあるものの、日本経済は企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな景気回復基調が継続いたしました。

後発医薬品業界におきましては、平成27年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる「骨太方針2015」）での後発医薬品シェア目標（2020年度までの間のなるべく早い時期に80%にする）に対し平成28年4月～平成29年3月でのシェアが65.5%（日本ジェネリック製薬協会・平成29年6月29日発表）まで高まる一方で、平成28年12月に薬価の毎年改定方針が政府から示されたことなどから、収益環境への大きな影響も懸念されています。

このような環境下で当社は、継続的なコスト改善で薬価制度の抜本改革に対応すべく『Profit Management Plan 2019』を策定し、製造コストダウン＋生産性UPをもって、利益改善を図るべく努めております。

また、第7次中期経営計画「Obelisk」で掲げた3つの基本戦略（『シェアUP力』『供給能力』『開拓力』）のうち、『開拓力』の実践として、当社は既に「インフリキシマブバイオ継続品」の製造販売承認を申請しているところですが、平成29年7月27日の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において『インフリキシマブBS点滴静注用100mg「日医工」』が審議されました。また同時に、子会社のヤクハン製薬株式会社で販売承認申請中の『インフリキシマブBS点滴静注用100mg「あゆみ」』につきまして、その承認取得を前提とした販売権許諾契約をあゆみ製薬株式会社と正式に締結いたしました。本契約によって、当社開発のインフリキシマブパイオシミラー製剤の最大化に繋がると考えております。

さらに『シェアUP力』の実践として平成29年6月にテルミサルタン錠「日医工」など7成分19製品を新発売したほか、『供給能力』向上に向けた平成30年1月稼働予定の「Obelisk棟」の建設など、ジェネリックメーカー世界TOP10に向けて着実な取組みを進めております。

加えて、昨年買収しましたSagent Pharmaceuticals, Inc.の当第1四半期につきましては、8品目の新製品承認取得するなどして、売上高は前年同期比137.5%の106億55百万円と伸長しております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高が485億13百万円（前年同期比127.6%）、営業利益が31億80百万円（前年同期比104.7%）、経常利益32億2百万円（前年同期比126.8%）、親会社株主に帰属する四半期純利益19億64百万円（前年同期比98.2%）と、増収減益となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。

大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、かかる買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

従いまして、上記のような企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案または、これに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・ 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが、株主共同利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、下記1の第7次中期経営計画「Obelisk」による企業価値向上への取組み、下記2のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みをはじめとした様々な株主共同の利益を向上させるための取組みを行ってまいりました。

これらの取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことになり、ひいては当社の企業価値、株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為が困難になるとともに、上記の会社の支配に関する基本方針にも資するものであると考えております。

1. 第7次中期経営計画「Obelisk」による企業価値向上への取組み

当社は、平成28年5月に第7次中期経営計画「Obelisk」（以下「本中期経営計画」といいます。）（平成29年3月期～平成31年3月期）を策定し、「国内ジェネリック医薬品市場で15%シェア確立」「超品質に基づく185億錠供給体制確立」「バイオシミラー・米国市場への参入」という基本戦略と、「世界TOP10入りを支える企業基盤充実」を掲げ、実行しております。

当社経営陣は、中長期的な視点に立ち、ジェネリック医薬品メーカーのプロフェッショナルとしてこれらの課題にスピーディに対応し、本中期経営計画を達成していくことによって、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益をさらに拡大できるよう最善の努力を尽くしてまいります。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

当社は、上記基本方針の実現に資する取組みとして、上記1の取組みに加え、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めております。

当社は、法令遵守を徹底し、経営の透明性、企業倫理の意識を高め、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うことが、コーポレート・ガバナンスの基本であり、その充実・強化が経営上の重要課題であると認識しています。

具体的な取組みといたしましては、株主に対する取締役の責任を明確化するため、その任期を1年としています。また、社外取締役及び社外監査役の選任や東京証券取引所の定めに基づく独立役員の出向を行うなど客観性及び透明性の高い、公正な経営監視体制の確立に努めております。さらに、当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行が法令及び定款に適合する為の体制並びにその他株式会社の業務の適正を確保するた

めに必要なものとして法務省令で定める体制である内部統制システムについて内部統制委員会を設置し整備しております。

今後とも、法令遵守を基本とした上で、社会の要求や各種リスクを的確に把握し、経営効率を高め、競争力を強化し、市場動向に果敢に挑戦できるための最適な意思決定の仕組みについて絶えず見直しを図り、迅速に対応していくことが当社グループにとって最良のコーポレート・ガバナンス確立の道であると認識し取り組んでまいります。

・ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

当社は、平成29年6月16日開催の当社第53期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を、株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入しております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあって考えておりますので、そのための必要時間を十分に確保できるための手続きを定めています。

本プランにおいては、次の1若しくは2に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

1. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
2. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

対抗措置を発動した場合、株主の皆様が保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で無償で新株予約権を割り当て、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

本プランの詳細については、下記の当社のウェブサイトをご参照ください。

http://www.nichiiiko.co.jp/finance/gif/4541_20170510_03.pdf（平成29年5月10日付プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」）

・ 本プランに対する当社取締役会の判断及び理由

当社の取締役会は、本プランの設計に関し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

1. 株主意識を重視するものであること

当社は、本プランについての株主の皆様のご意見を反映するため、平成29年6月16日開催の当社第53期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されて本プランを導入いたしました。また、本プランの有効期間は、平成32年に開催される当社定時株主総会の終結時までであります。その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止とするものであり、株主の皆様のご意見が十分反映される仕組みとなっております。

2. デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止できるものとされており、従いまして、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）ではありません。

3. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意識の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛

策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

4．当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。

5．合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本プランは、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、また一定の対抗措置を講じるか否かについての当社取締役会の判断をはじめ本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置するなど、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

なお、研究開発費の金額は、19億56百万円（対売上高比率4.0%）であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,500,000
計	93,500,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	60,662,652	60,662,652	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	60,662,652	60,662,652	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成29年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第 1 四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成29年 5 月10日取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく短期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

第 4 回短期新株予約権（株式報酬型）

決議年月日	平成29年 5 月10日
新株予約権の数（個）	4,006（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	40,060（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）3
新株予約権の行使期間	平成29年 6 月 1 日から 平成29年 8 月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,616（注）4 資本組入額 808
新株予約権の行使の条件	1．新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の 1 名（以下「相続承継人」といいます。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。 2．その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 (以下「付与株式数」といいます。) は 10 株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日 (以下「割当日」といいます。) 後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。
3. 新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額 (1 株当たり 1,615 円) と新株予約権の行使時の払込額 (1 株当たり 1 円) を合算しております。
5. 当社が、合併 (当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。) を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」といいます。) の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとします。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において別段の定めがなされる場合はこの限りではありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 6 月 30 日	-	60,662,652	-	19,976	-	18,511

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第 1 四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成29年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,687,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,881,000	568,810	-
単元未満株式	普通株式 93,952	-	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	60,662,652	-	-
総株主の議決権	-	568,810	-

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権30個)含まれております。

2. 従持信託が所有する当社株式719,300株(議決権の数7,193個)につきましては、「完全議決権株式(その他)」に含めて表示しております。

3. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が30株含まれております。

【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日医工株式会社	富山県富山市総曲輪 一丁目6番21	3,687,700	-	3,687,700	6.08
計	-	3,687,700	-	3,687,700	6.08

(注)自己名義所有株式数は3,687,730株であります。また、この他に自己株式として処理している従持信託が所有する当社株式が719,300株あります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,894	14,602
受取手形及び売掛金	1 26,304	1 25,357
電子記録債権	1,680	1,689
商品及び製品	41,632	40,882
仕掛品	9,143	8,362
原材料及び貯蔵品	16,811	19,384
繰延税金資産	838	838
その他	3,842	3,757
貸倒引当金	433	317
流動資産合計	114,714	114,557
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	19,211	18,786
機械装置及び運搬具(純額)	12,665	12,411
工具、器具及び備品(純額)	1,521	1,636
土地	6,433	6,432
リース資産(純額)	2,603	2,592
建設仮勘定	5,004	8,532
有形固定資産合計	47,439	50,393
無形固定資産		
のれん	41,152	38,692
リース資産	125	117
販売権	23,766	22,813
仕掛研究開発	22,697	21,536
その他	5,368	5,232
無形固定資産合計	93,111	88,392
投資その他の資産		
投資有価証券	9,954	8,988
長期貸付金	2,971	990
繰延税金資産	866	814
その他	3,452	3,424
貸倒引当金	1,620	1,650
投資その他の資産合計	15,625	12,568
固定資産合計	156,175	151,354
資産合計	270,890	265,912

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	22,853	19,685
電子記録債務	17,646	15,812
短期借入金	23,789	23,540
1年内返済予定の長期借入金	6,444	7,412
リース債務	964	926
未払金	8,471	6,746
未払費用	3,338	5,608
未払法人税等	389	1,251
預り金	1,499	1,404
返品調整引当金	909	1,070
賞与引当金	1,244	445
その他	277	396
流動負債合計	87,829	84,300
固定負債		
長期借入金	80,104	82,863
リース債務	1,994	2,016
繰延税金負債	5,862	5,566
再評価に係る繰延税金負債	219	219
退職給付に係る負債	3,489	3,502
資産除去債務	55	56
その他	3,754	2,688
固定負債合計	95,480	96,913
負債合計	183,309	181,213
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,976	19,976
資本剰余金	18,838	18,816
利益剰余金	45,350	45,085
自己株式	9,401	9,268
自己株式申込証拠金	-	0
株主資本合計	74,764	74,609
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,378	1,411
土地再評価差額金	333	333
為替換算調整勘定	10,975	8,216
退職給付に係る調整累計額	105	103
その他の包括利益累計額合計	12,582	9,857
新株予約権	234	232
純資産合計	87,580	84,699
負債純資産合計	270,890	265,912

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
売上高	38,029	48,513
売上原価	23,948	31,814
売上総利益	14,080	16,699
返品調整引当金戻入額	5	1
差引売上総利益	14,085	16,701
販売費及び一般管理費	11,049	13,521
営業利益	3,036	3,180
営業外収益		
受取利息	21	14
受取配当金	31	32
助成金収入	17	-
受取補償金	6	504
その他	38	52
営業外収益合計	115	603
営業外費用		
支払利息	32	166
支払手数料	4	17
売上債権売却損	40	54
為替差損	446	46
持分法による投資損失	92	286
その他	8	9
営業外費用合計	625	580
経常利益	2,526	3,202
特別利益		
固定資産売却益	0	-
持分変動利益	320	132
特別利益合計	320	132
特別損失		
固定資産処分損	4	7
投資有価証券評価損	93	-
特別損失合計	98	7
税金等調整前四半期純利益	2,748	3,327
法人税等	747	1,363
四半期純利益	2,000	1,964
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,000	1,964

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益	2,000	1,964
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	177	125
為替換算調整勘定	18	151
退職給付に係る調整額	7	5
持分法適用会社に対する持分相当額	63	16
その他の包括利益合計	88	299
四半期包括利益	1,912	2,263
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,912	2,263
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であった、Sagent Pharmaceuticals, Inc.等は同日現在の財務諸表を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行っていましたが、当第1四半期連結会計期間より決算日を3月31日に変更しております。

この決算期変更により、当第1四半期連結累計期間は、平成29年4月1日から平成29年6月30日までの3か月間を連結しております。

なお、当該連結子会社の平成29年1月1日から平成29年3月31日までの損益については、利益剰余金の増減として調整しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、平成28年9月13日開催の取締役会の決議により、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を平成28年11月より導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に「日医工従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、設定後5年間にわたり「日医工従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)が取得する規模の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において、持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当社株式売却益相当額が信託残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき当社が弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度1,134百万円、719,300株、当第1四半期連結会計期間1,099百万円、697,000株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度1,135百万円、当第1四半期連結会計期間1,135百万円

(連結子会社の吸収合併)

平成29年3月期の有価証券報告書において、重要な後発事象として記載しました平成29年5月10日開催の取締役会決議に基づく当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である日医工ファーマテック株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併について、平成29年7月10日に合併契約書を締結しております。概要は、「第2 事業の状況 2 経営上の重要な契約等」に記載しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形及び売掛金

自己信託等に伴う流動化残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
自己信託等に伴う流動化残高	1,210百万円	1,157百万円

2 偶発債務

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
アクティブファーマ㈱	1,347百万円	1,279百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
減価償却費	1,308百万円	2,104百万円
のれんの償却額	43	538

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月17日 定時株主総会	普通株式	998(注)1	利益剰余金	16.70(注)2	平成28年3月31日	平成28年6月20日

(注)1. 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式33,700株に対する配当金0百万円を含めて記載しております。

2. 1株当たり配当額は、普通配当13.30円と特別配当3.40円であります。

2. 株主資本の金額の著しい変動

(自己株式の取得)

当社は、平成28年4月4日開催の取締役会決議に基づき、自己株式2,846,800株の取得を行いました。この結果、当第1四半期連結累計期間において自己株式が6,939百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末において自己株式が8,337百万円となっております。

当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月16日 定時株主総会	普通株式	854(注)	利益剰余金	15.00	平成29年3月31日	平成29年6月19日

(注) 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式719,300株に対する配当金10百万円を含めて記載しております。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)
当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)
当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	34円69銭	34円91銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	2,000	1,964
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(百万円)	2,000	1,964
普通株式の期中平均株式数(株)	57,685,385	56,274,220
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	34円59銭	34円85銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	159,102	92,620
(うち、新株予約権(株))	(159,102)	(92,620)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	-	・第4回新株予約権 普通株式 32,600株 ・第6回新株予約権 普通株式 48,000株

(注) 1. 平成26年3月31日以前に契約を締結した従業員持株信託

株主資本において自己株式として計上されている従業員持株信託に残存する自社の株式は、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません。当該自己株式数は、前第1四半期連結累計期間29,850株であります。当第1四半期連結累計期間においては該当事項はありません。

2. 平成26年4月1日以降に契約を締結した従業員持株信託

株主資本において自己株式として計上されている従業員持株信託に残存する自社の株式は、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当第1四半期連結累計期間711,925株であります。前第1四半期連結累計期間においては該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8月10日

日医工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新家 徳子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日医工株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日医工株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。